

## 別紙2\_\_報告期限の緩和措置

制度定着までの当面の間、下記表のとおり、外国貿易船が「本邦以外の地域」欄に該当する港で船積みして、最初に入港しようとする開港が「本邦の地域」欄に該当する場合、報告期限は船積港の出港時までとする。

本邦以外の地域(外国とみなす地域を含む。)	本邦の地域	報告期限
東経百二十八度及び東経百五十六度の線並びに北緯四十度及び北緯五十四度の線で囲まれた地域(中華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条(外国とみなす地域)に定める地域(歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島。以下この表において同じ。)に限る。)	北海道	船積港を出港する時
東経百二十八度及び東経百五十二度の線並びに北緯三十四度及び北緯五十度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条に定める地域に限る。)	青森県、秋田県、山形県及び新潟県	
東経百三十三度及び東経百五十二度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域	岩手県及び宮城県	
東経百四十五度及び東経百四十九度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域	福島県及び茨城県	
東経百二十二度及び東経百四十度の線並びに北緯三十三度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限り、東経百二十二度及び東経百二十七度の線並びに北緯三十七度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域を除く。)	富山県、石川県、福井県、京都府及び兵庫県(日本海に面する地域に限る。)	
東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十度三十分及び北緯四十一度の線で囲まれた地域(大韓民国及び中華人民共和国の区域に限り、東経百三十度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十八度及び北緯四十一度の線で囲まれた地域を除く。)	大阪府、兵庫県(瀬戸内海に面する地域に限る。)及び和歌山県	
東経百十七度及び東経百四十度の線並びに北緯三十度三十分及び北緯四十六度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限る。)	鳥取県及び島根県	
東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十度及び北緯四十二度の線で囲まれた地域(大韓民国及び中華人民共和国の区域に限り、東経百十七度及び東経百二十二度の線並びに北緯三十度及び北緯三十度三十分の線で囲まれた地域を除く。)	岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	
東経百十七度及び東経百三十五度の線並びに北緯二十六度及び北緯四十四度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限る。)	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く。)	
東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯十七度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域(大韓民国、中華人民共和国、台湾及びフィリピン共和国の区域に限る。)	鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県(石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町を除く。)	
東経百十四度及び東経百二十八度の線並びに北緯十五度及び北緯三十四度の線で囲まれた地域	沖縄県石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町	

## 〈参考〉主要船積港別報告期限一覧

出港前報告制度において、下記主要船積港別報告期限一覧のとおり、韓国及び中国等の港を船積港とする一定の範囲内の近海航路については、制度定着までの当面の間、報告期限を船積港における外国貿易船の出港時までとする。

単位：h(時間)

海外の主要船積港 本邦第一到着港の地域	極東ロシア		韓国			中国						台湾	
	ポストチヌイ (RUVYP)	ウラジオストク (RUWVO)	釜山 (KRPUS)	光陽 (KRRKAN)	仁川 (KRINC)	新港(天津) (CNTXG)	大連 (CNDLC)	青島 (CNTAO)	上海 (CNSHA)	寧波 (CNNGB)	香港 (HKHKG)	高雄 (TWKHH)	基隆 (TWKEL)
北海道	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
青森県、秋田県、山形県、新潟県	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
岩手県、宮城県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
福島県、茨城県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
富山県、石川県、福井県、 京都府、兵庫県(日本海側)	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
東京都、神奈川県、千葉県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
静岡県、愛知県、三重県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
鳥取県、島根県	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前
和歌山県、大阪府、 兵庫県(瀬戸内海側)	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前
岡山県、広島県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前	24h前
山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
鹿児島県	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	24h前
奄美群島	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前
沖縄県	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	24h前	出港前	出港前
先島諸島	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	出港前	出港前	出港前	出港前	出港前

※ 網掛けの部分が、出港前報告制度において報告期限の緩和措置(出港前)を適用する航路。